

指定保障措置検査等実施機関の役員の選任の認可

令和4年6月8日
原子力規制庁

1. 趣旨

- 本議題は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第61条の23の11の規定に基づき、指定保障措置検査等実施機関の役員の選任の認可について付議するものである。

2. 背景

- 原子炉等規制法第61条の23の11の規定に基づき、指定保障措置検査等実施機関の役員の選任は、原子力規制委員会の認可を受けなければ、その効力を生じないとされている。
- 5月18日、指定保障措置検査等実施機関である公益財団法人核物質管理センターから、別添1の申請書により、役員9名（常勤理事3名、非常勤理事5名、非常勤監事1名）の選任の認可申請がなされた。
- なお、上記9名は任期満了に伴う選任である。

3. 申請の概要

- 核物質管理センターは、以下9名の役員を5月12日に評議員会で選任した。任期は、令和3年度に関する定時評議員会の終結の時（令和4年6月24日予定）から、理事は選任後2年以内（監事は4年以内）に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである。

<理事長>

下村 和生 （現職、■歳）【再任】

<業務執行理事>

久野 祐輔 （現職、■歳）【再任】

小林 功 （現職、■歳）【再任】

<非常勤理事>

秋山 信将 （国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授、■歳）【再任】

牛田 克己 （元核物質管理センター業務執行理事、■歳）【再任】

内山 洋司 （一般社団法人日本エレクトロヒートセンター会長、■歳）【再任】

海老原 充 （首都大学東京名誉教授、■歳）【再任】

木下 雅仁（一般社団法人日本原子力産業協会事務局長兼国際部長、■歳）【再任】

<非常勤監事>

高本 学（一般社団法人日本電機工業会専務理事、■歳）【再任】

- 今回選任された9名については、「(公財)核物質管理センターにおける役員候補の選考の考え方について」(別添2)に基づき、理事会が作成した役員候補者名簿の中から、評議員会により選任された(別添3の議事録参照)。

4. 役員の選任の認可の考え方

- 原子炉等規制法第61条の23の5第3号の欠格事項に抵触していないこと。
 - ・ 原子炉等規制法違反により刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることのなくなった後、2年を経過していない者
 - ・ 原子炉等規制法第61条の23の12の命令により解任され、解任の日から2年を経過していない者
- 原子炉等規制法第61条の23の4第3号に規定する保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがない役員の構成であること。
- 「退職管理基本方針について」(平成22年6月22日閣議決定)に沿って役員の選任が行われていること。

5. 審査結果

- 以下のとおり、核物質管理センターの役員9名の選任について認可して問題ない。
 - ・ 選任された役員9名について、原子炉等規制法第61条の23の5第3号の欠格事項に抵触する者はいないことを確認した。
 - ・ 選任された役員9名について、別添1の役員の選任理由のとおり十分な中立性等を有することから、原子炉等規制法第61条の23の4第3号に規定する保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがない役員の構成であると考えられる。
 - ・ 下村理事長及び牛田理事は府省退職者であるが、再任であり、「退職管理基本方針について」において示されている公募による選任が必要な状況ではないことを確認した。

6. 認可処分の取扱い

- 以上を踏まえ、本申請は原子炉等規制法第61条の23の11第1項の規定に基づき、別紙のとおり認可することを決定いただきたい。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

（指定の基準）

第61条の23の4 原子力規制委員会は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第61条の23の2の指定をしてはならない。

一・二 （略）

三 一般社団法人又は一般財団法人であつて、その役員又は社員の構成が保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四・五 （略）

（指定の欠格条項）

第61条の23の5 次の各号の一に該当する者には、第61条の23の2の指定を与えない。

一 （略）

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた後、2年を経過していない者

三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者のある者

イ 前号に該当する者

ロ 第61条の23の12の規定による命令により解任され、解任の日から2年を経過していない者

（役員を選任及び解任等）

第61条の23の11 指定保障措置検査等実施機関の役員を選任及び解任は、原子力規制委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 （略）

（解任命令）

第61条の23の12 原子力規制委員会は、指定保障措置検査等実施機関の役員又は保障措置検査員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規定に違反したときその他その職務を行うのに適当でないと認めるときは、その指定保障措置検査等実施機関に対し、その役員又は保障措置検査員を解任すべきことを命ずることができる。

○退職管理基本方針について（平成22年6月22日閣議決定）（抜粋）

2 職員の再就職の規制等に係る指針

(1)・(2) （略）

(3) 任命権者による再就職適正化のための措置の実施

ア 同一府省退職者が何代も連続して再就職している（略）政府関連公益法人等におけるポスト（特定ポスト）

i （略）

ii 特定ポストについて事実上の再就職あつせんの慣行があるのではないかと疑念を解消し、適正化を図る観点から、

a) （略）

b) （略）当該再就職先の（略）政府関連公益法人等に対して、当該特定ポストの任期終了時点において公募による後任者の選任を要請するなど適切な措置をとる。

○公益財団法人核物質管理センター定款

（役員を設置）

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上12名以下

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、必要がある場合には、1名を専務理事とする。

3 （略）

4 代表理事以外の理事のうち、3名以内を業務執行理事とする。

（役員を選任）

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内で終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までの時とする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内で終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3・4・5 （略）

(案)

番 年 月 号 日

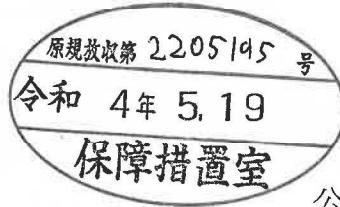
公益財団法人核物質管理センター
理事長 下村 和生 宛て

原子力規制委員会

指定保障措置検査等実施機関の役員を選任の認可について

令和4年5月18日付け04核管総第34号をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の23の11第1項の規定に基づき認可します。

原子力規制委員会 殿



公益財団法人核物質管理セン
理事長 下村 和生

指定保障措置検査等実施機関の役員選任の認可申請について

当センターの役員（理事及び監事）が令和3年度に関する定時評議員会の終結のときをもって任期満了となることに伴い、定款第15条第1号の規定に基づき、令和4年5月12日開催の第24回評議員会において、下記のとおり理事及び監事が選任されたことから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の23の11第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第4条の18第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、指定保障措置検査等実施機関の役員の選任について認可申請します。

記

1. 選任しようとする者の氏名

理 事	秋 山 信 将	(再 任)
〃	牛 田 克 己	(再 任)
〃	内 山 洋 司	(再 任)
〃	海老原 充	(再 任)
〃	木 下 雅 仁	(再 任)
〃	久 野 祐 輔	(再 任)
〃	小 林 功	(再 任)
〃	下 村 和 生	(再 任)

任期：令和3年度に関する定時評議員会の終結の時から、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

監 事 高 本 学 (再 任)

任期：令和3年度に関する定時評議員会の終結の時から、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

2. 選任しようとする者の略歴

別紙のとおり

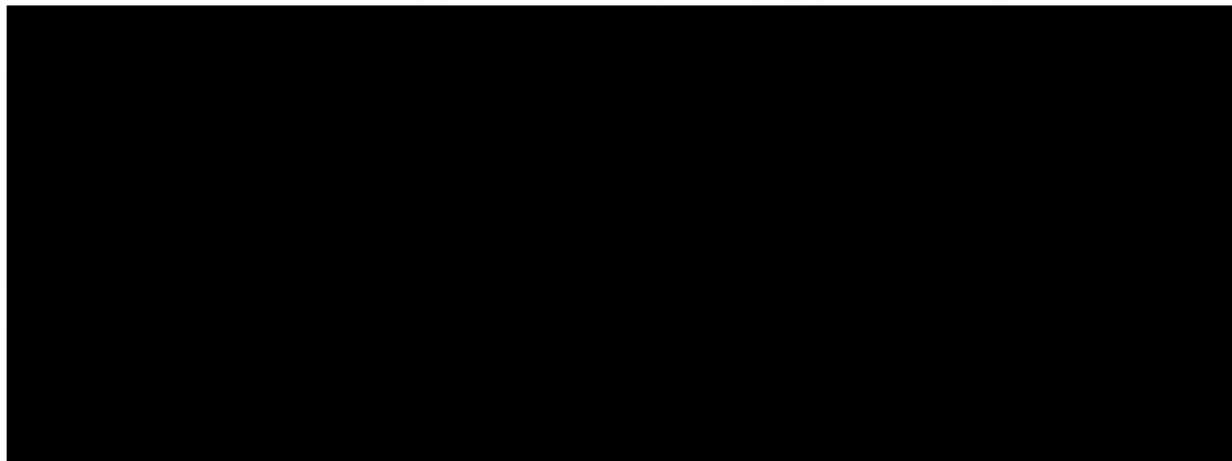
3. 添付書類

役員の選任理由書

以上

略 歴

理事 秋山 信将 (あきやま のぶまさ) (令和4年6月24日 再任予定)



平成30年 4月 国立大学法人一橋大学大学院法学研究科 教授 (現在に至る)

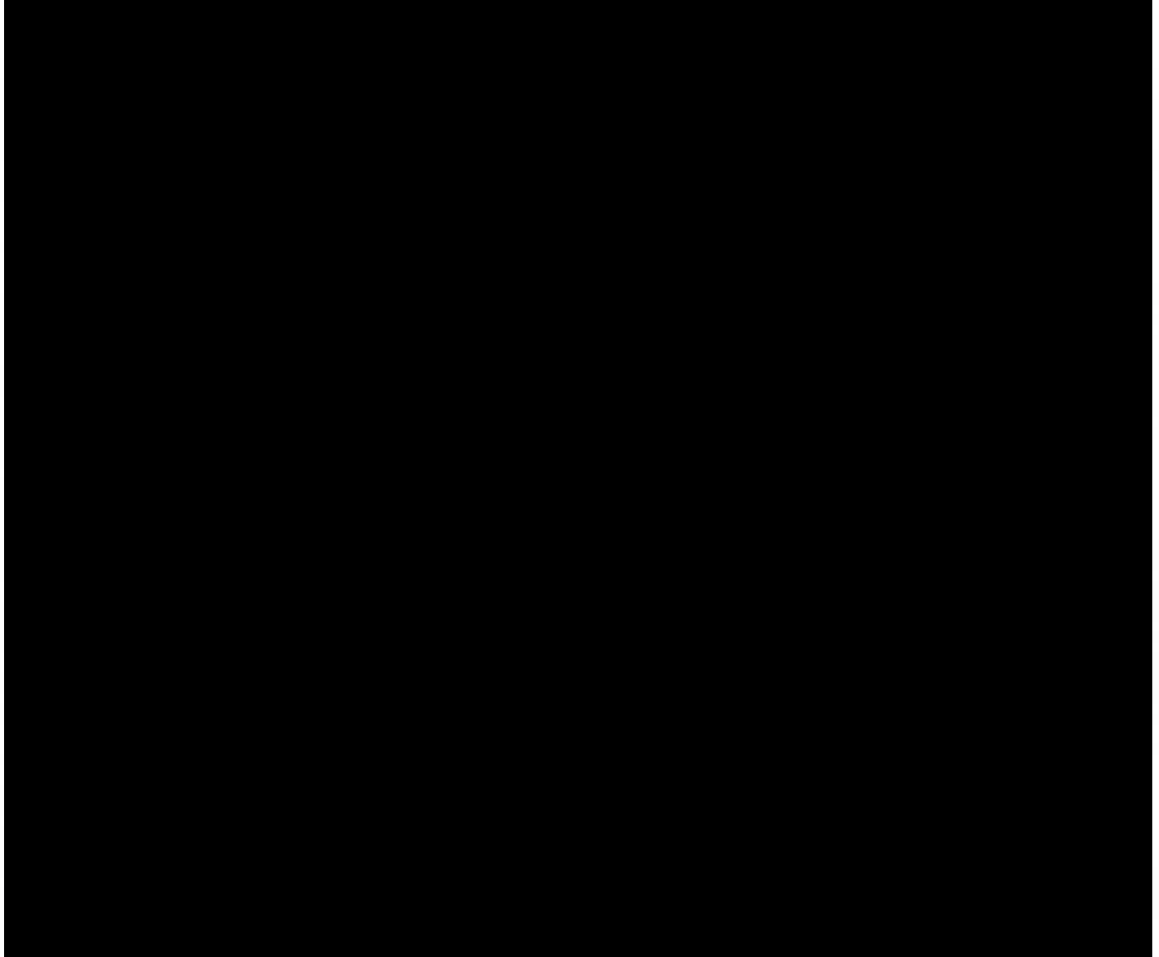


令和2年 4月 一橋大学 国際・公共政策大学院 教授 (現在に至る)

令和2年 6月 公益財団法人核物質管理センター理事 (現在に至る)

略 歴

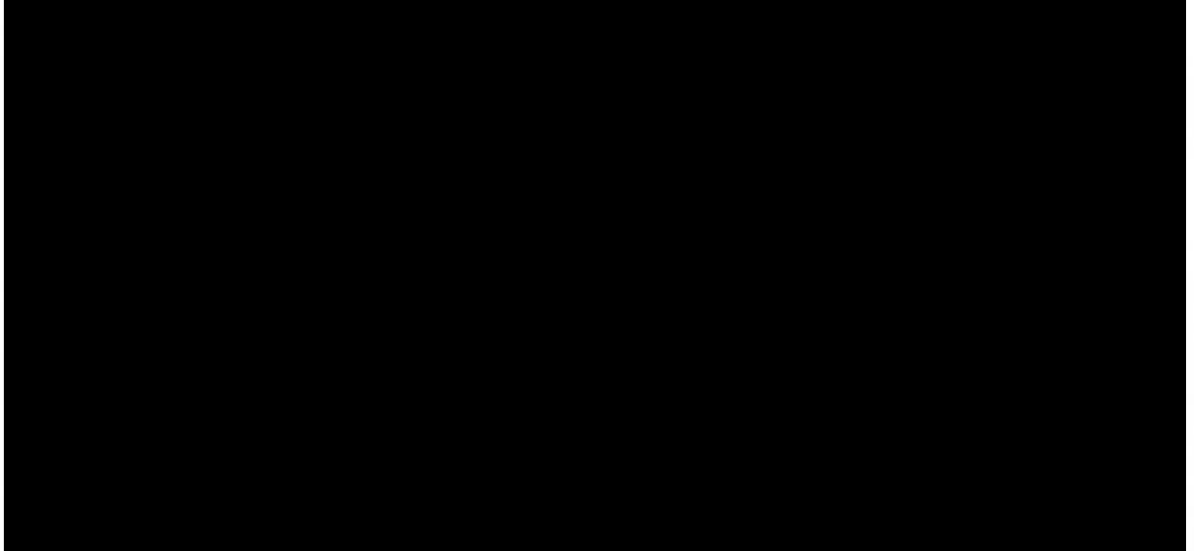
理事 牛田 克己 (うした かつみ) (令和4年6月24日 再任予定)



平成28年 6月 公益財団法人核物質管理センター理事 (現在に至る)

略 歴

理事 内山 洋司 (うちやま ようじ) (令和4年6月24日 再任予定)

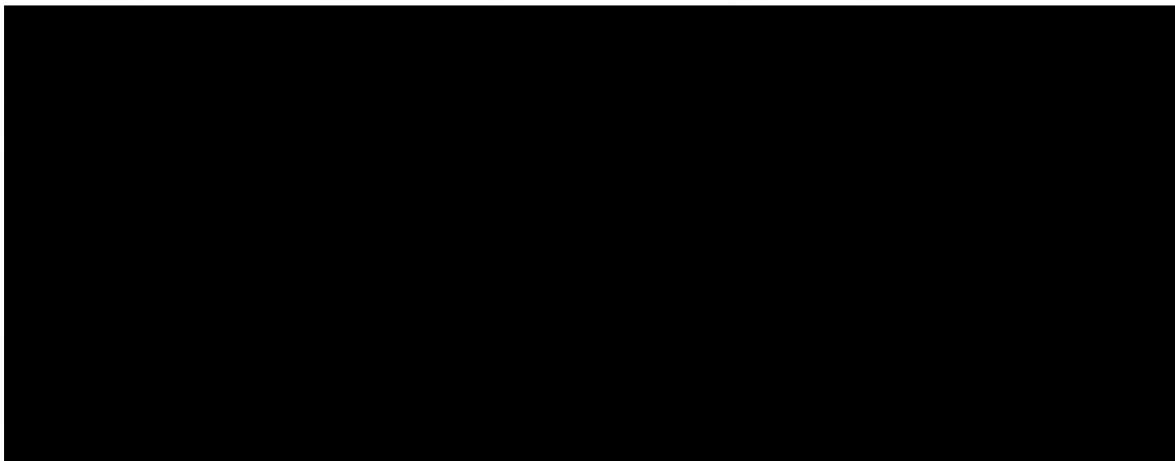


平成24年 4月 公益財団法人核物質管理センター理事 (現在に至る)

平成27年 4月 一般社団法人日本エレクトロヒートセンター会長 (現在に至る)

略 歴

理事 海老原 充 (えびはら みつる) (令和4年6月24日 再任予定)



平成24年 4月 公益財団法人核物質管理センター理事 (現在に至る)

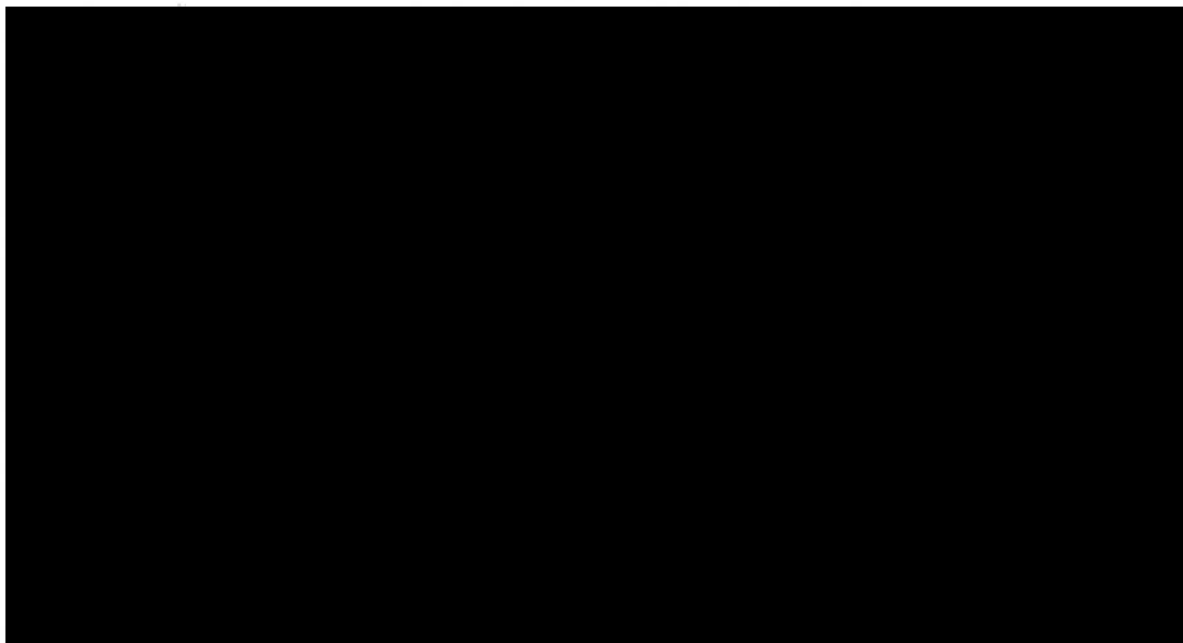


平成30年 4月 早稲田大学教育・総合科学学術院理学科地球科学専修 教授

令和4年 4月 首都大学東京 名誉教授 (現在に至る)

略 歴

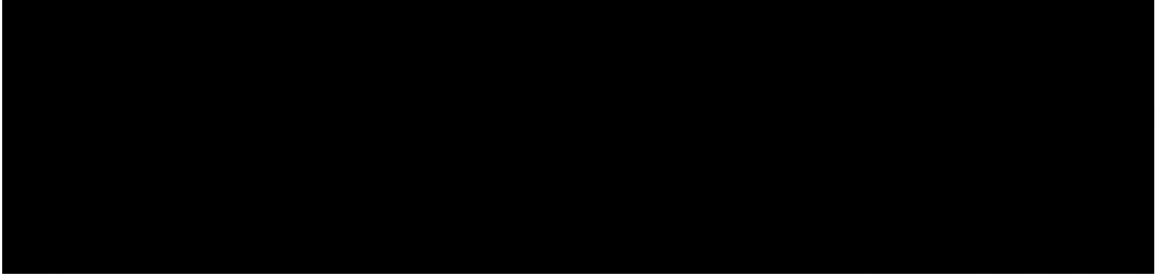
理事 木下 雅仁 (きのした まさひと) (令和4年6月24日 再任予定)



平成30年 6月 公益財団法人核物質管理センター理事 (現在に至る)
令和元年 6月 一般社団法人日本原子力産業協会事務局長 [redacted]
(現在に至る)

略 歴

理事 久野 祐輔 (くの ゆうすけ) (令和4年6月24日 再任予定)



平成27年 1月 国際原子力機関 (IAEA) 保障措置局保障措置分析サービス
部長

令和2年 6月 公益財団法人核物質管理センター理事 (現在に至る)

略 歴

理事 小林 功 (こばやし いさお) (令和4年6月24日 再任予定)

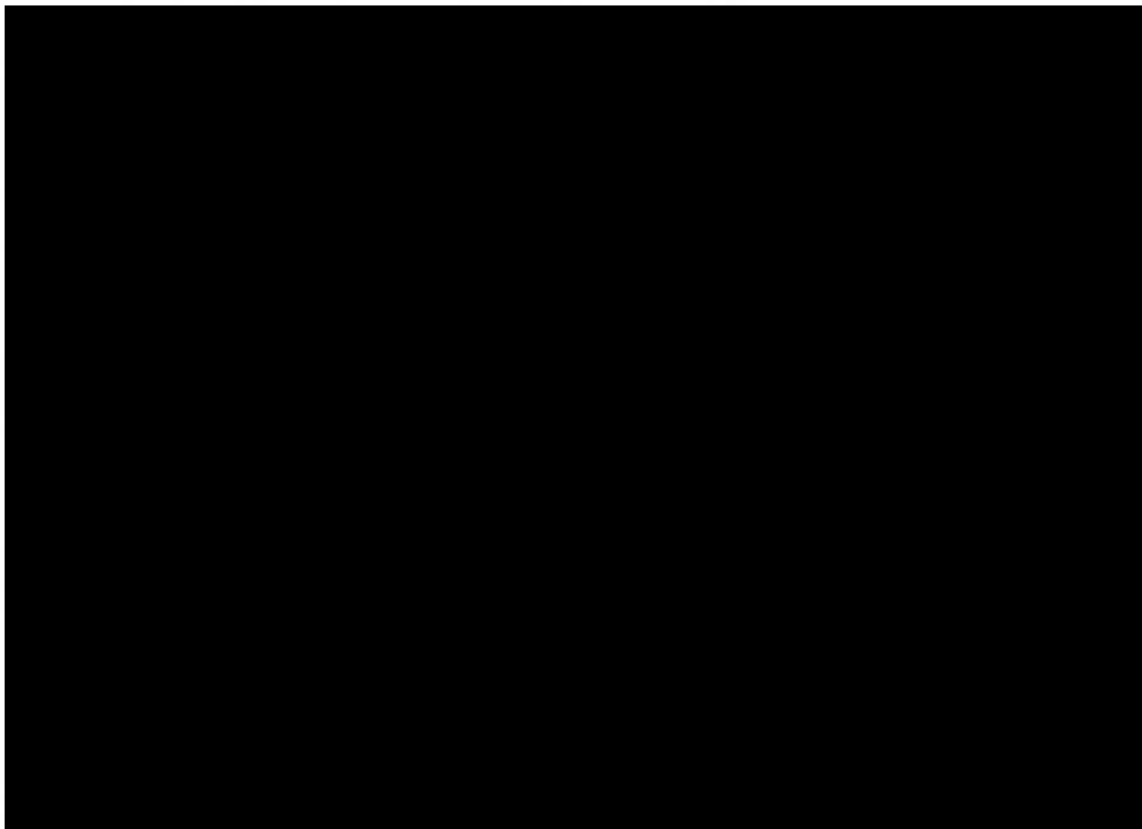
財団法人核物質管理センター

平成30年 10月 検査管理室長

令和2年 6月 公益財団法人核物質管理センター理事 (現在に至る)

略 歴

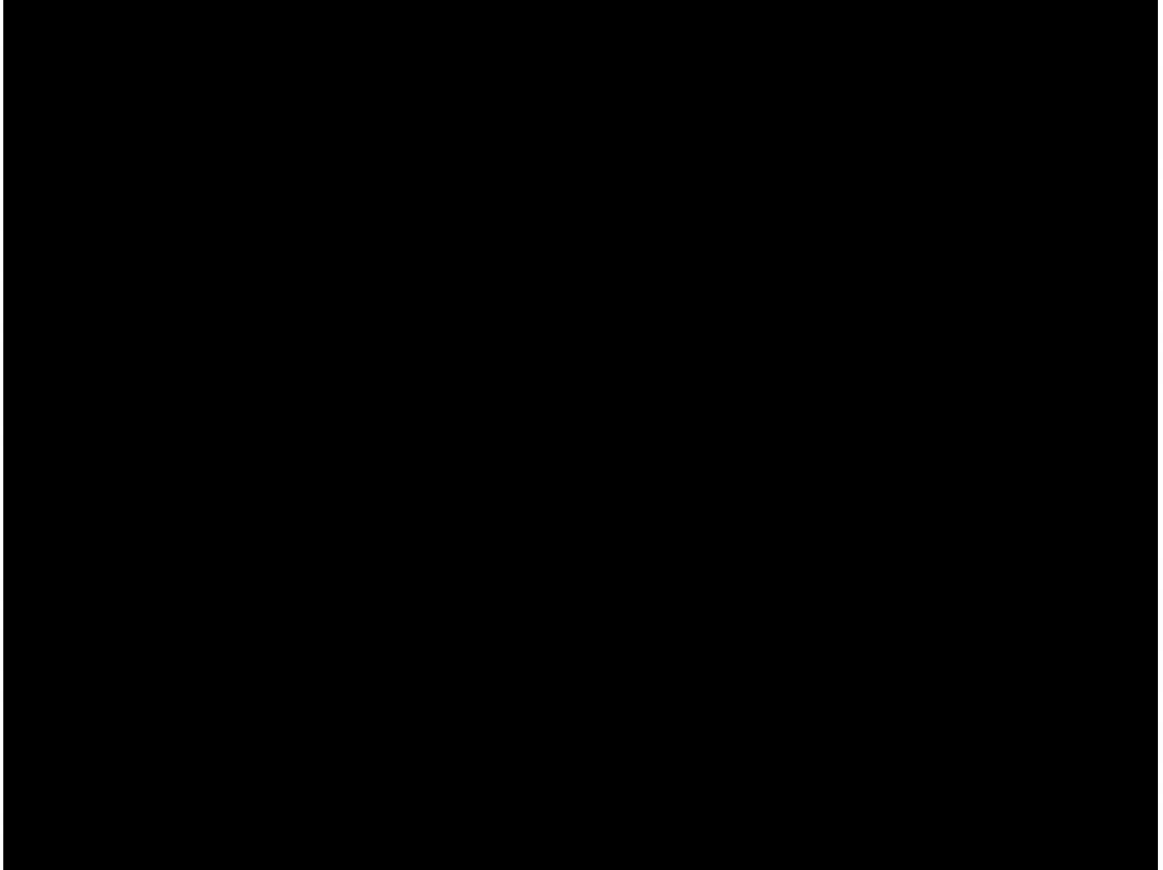
理事 下村 和生 (しもむら かずお) (令和4年6月24日 再任予定)



平成28年 6月 公益財団法人核物質管理センター理事長 (現在に至る)

略 歴

監事 高本 学 (たかもと まなぶ) (令和4年6月24日 再任予定)



平成30年 5月 一般社団法人日本電機工業会 専務理事 (現在に至る)
平成30年 6月 公益財団法人核物質管理センター監事 (現在に至る)

役員（理事）の選任理由

(五十音順)

氏名	秋山 信将 氏 一橋大学大学院法学研究科教授 兼 国際・公共政策大学院 教授	再任
選任理由		
氏名	牛田 克己 氏 公益財団法人核物質管理センター 理事（非常勤）	再任
選任理由		
氏名	内山 洋司 氏 一般社団法人日本エレクトロヒートセンター 会長	再任
選任理由		

氏名	海老原 充 氏 首都大学東京 名誉教授	再任
選任理由		
氏名	木下 雅仁 氏 一般社団法人日本原子力産業協会 事務局長	再任
選任理由		
氏名	久野 祐輔 氏 公益財団法人核物質管理センター 理事（常勤）	再任
選任理由		

氏名	小林 功 氏 公益財団法人核物質管理センター 理事（常勤）	再任
選任理由		
氏名	下村 和生 氏 公益財団法人核物質管理センター 理事長（常勤）	再任
選任理由		

注1) 上記8名については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第177条の規定により読み替えて準用する第65条（役員等の資格等）第1項、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条（欠格事由）第1号及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第61条の23の5（指定の欠格条項）第3項に該当しないことを確認している。

役員（監事）の選任理由

氏名	高本 学 氏 一般社団法人 日本電機工業会 専務理事	再任
選任理由		

注1) 上記の者については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第177条の規定により読み替えて準用する第65条（役員の資格等）第1項、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条（欠格事由）第1号及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第61条の23の5（指定の欠格条項）第3項に該当しないことを確認している。

評議員会決定
平成30年6月14日

(公財)核物質管理センターにおける役員候補の選考の考え方について

(公財)核物質管理センター(以下「センター」という。)の役員候補の選考については、当該選考の透明性を確保しつつセンターの業務の特殊性を考慮し、円滑な法人運営を図る観点から、以下のとおりとする。

1. 役員については、上記の観点を踏まえ、必要に応じ評議員会が理事会または別途設置する役員候補者推薦委員会(仮称)に要請して作成する役員候補者名簿(理事の場合には代表理事候補者、業務執行理事候補者を明記する)の中から選任する。ただし、次の場合には公募により候補者の選考を行う。

- ① 新たに国家公務員退職者を常勤役員ポストの候補者に選考しようとする場合
- ② 上記の他、特段の事情により公募の必要がある場合

以上

公益財団法人 核物質管理センター
第 2 4 回 評 議 員 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 4 年 5 月 1 2 日 (木)
1 1 時 0 0 分 ~ 1 3 時 0 0 分
2. 開催場所 東京都港区新橋 1 丁目 2 番 6 号
第一ホテル東京 4 階 「フローラ」
3. 出席者 (順不同)
- 評議員 阿部 信泰、石塚 和雄、草間 朋子、佐々木 康人、杉浦 紳之、
藤井 靖彦、松井 一秋【評議員現在数 7 名、出席評議員 7 名】
- 理 事 代表理事 理事長：下村 和生
業務執行理事 小林 功、久野 祐輔【理事出席計 3 名】
- 事務局 総務課長：遠藤 雅伸 他

4. 議 長 評議員：松井 一秋

5. 議 題
議 案
第 1 号議案：役員を選任の決議

6. 議事の経過及び結果

会議の前に理事長から挨拶とともに、3 月末をもって美根評議員が退任されたこと、4 月 1 日付で阿部評議員が就任されたこと、が報告され、阿部評議員から挨拶があった。

評議員会の開会に先立ち、定款第 1 8 条に基づく評議員会の議長の互選を行い、石塚評議員から松井評議員を議長に推薦する旨の発言があり、出席評議員全員異議無く、松井評議員が議長に選出され、以降、松井議長の進行により、議事が進行された。

審議に先立ち、本評議員会の成立について、事務局から評議員現在数 7 名、出席は評議員 7 名全員であり、定款第 1 9 条第 1 項に規定する決議に

必要な評議員の出席要件を満たすことが確認された。

次に、定款第22条の議事録署名人について、藤井評議員と杉浦評議員2名を選出し、議案の審議に入った。

6.1 議案

第1号議案 役員の選任の決議

事務局から資料1により、役員候補の提案があり、評議員会で審議の結果全員一致をもって原案のとおり決議された。なお、原案の説明においては、久野祐輔氏が業務執行理事、小林功氏が業務執行理事、下村和生氏が代表理事の候補者であることとともに、各候補者の事前意向確認が説明された。

審議経過は次のとおり。

【理事について】

事務局から資料1-①に基づき、以下について説明が行われた。

- ① 現在の理事の任期は、定款第27条第1項の定めにより、令和4年6月24日開催予定の令和3年度に関する定時評議員会終結時に満了するため、その後任の理事を選任する必要があること及び各理事候補の選任理由を説明。
- ② 理事候補全員について、関係法令における役員の欠格事項に該当していないことを確認済みであることを説明。
- ③ 評議員会で選任された場合には、各候補者は理事就任について受諾する意向であることを説明。

上記説明の後、当該理事候補者ごとに審議され、理事候補者全員を理事に選任することが出席評議員全員一致をもって決議された。

選任された理事：秋山信将	(再任) 非常勤
牛田克己	(再任) 非常勤
内山洋司	(再任) 非常勤
海老原充	(再任) 非常勤
木下雅仁	(再任) 非常勤
久野祐輔	(再任) 業務執行理事候補
小林功	(再任) 業務執行理事候補
下村和生	(再任) 代表理事候補

以上8名

(任期：令和3年度に関する定時評議員会終結時から、選任後2年以内に)

終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時
まで)

【監事について】

事務局から資料1-②に基づき、以下について説明が行われた。

- ① 現在の監事の任期は、定款第27条第2項の定めにより、令和4年6月24日開催予定の令和3年度に関する定時評議員会終結時に満了するため、その後任の監事を選任する必要があること及び監事候補の選任理由を説明。
- ② 監事候補について、関係法令における役員の欠格事項に該当していないことを確認済みであることを説明。
- ③ 評議員会で選任された場合には、監事就任について受諾する意向であることを説明。

上記説明の後、当該候補者について審議され、監事に選任することが出席評議員全員一致をもって決議された。

選任された監事：高本 学（再任）非常勤
以上1名

（任期：令和3年度に関する定時評議員会終結時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時
まで）

なお、役員候補については、昨今の女性登用の状況を踏まえ、候補者に女性も入
れてはどうかとのコメントが評議員から出された。

また、指定機関の運営に関する質問があり、法律に基づき指定された機関である法人は安定性がある一方、事業計画及び収支予算並びに業務規定等の認可が必要となり、活動に対する指導等も一定程度あることが説明された。


7. 配付資料


資料1-① 理事の選任について（案）


資料1-② 監事の選任について（案）

以上、評議員会の議事の経過及び結果を明確にするために、議事録を作成し、議長及び議事録署名人が次のとおり記名押印する。

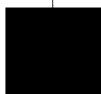
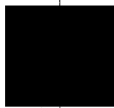
令和4年5月12日

議 長 松 井 一 

評 議 員 藤 井 靖 彦 

評 議 員 杉 浦 紳 之 

(議事録作成者 : 公益財団法人 核物質管理センター
総務部総務課長 遠藤 雅伸)



理事の選任について（案）

令和4年5月12日

現在の理事の任期は、令和3年度に関する定時評議員会の終結の時までとなっている。

このため、次期（令和3年度に関する定時評議員会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで）の理事を選任する必要があり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第177条の規定により読み替えて準用する第63条第1項及び当センター定款第15条第1号並びに第24条第1項の規定に基づき、下記の理事候補者について理事に選任することとしたい。選任の理由は別紙のとおり。

なお、指定保障措置検査等実施機関の役員は、原子炉等規制法第61条の23の11第1項の規定により、原子力規制委員会の認可を受けなければ、その効力を生じないこととなっており、評議員会において理事を選任した後、同認可のための申請を行う予定である。

記

理事候補	秋山信将	(再任)
〃	牛田克己	(再任)
〃	内山洋司	(再任)
〃	海老原 充	(再任)
〃	木下雅仁	(再任)
〃	久野祐輔	(再任・業務執行理事候補)
〃	小林 功	(再任・業務執行理事候補)
〃	下村和生	(再任・理事長候補)

(五十音順：敬称略)

以 上

理事の選任理由

(五十音順)

氏名	秋山 信将 氏 一橋大学大学院法学研究科教授 兼 国際・公共政策大学院 教授	再任
選任理由		
氏名	牛田 克己 氏 公益財団法人核物質管理センター 理事 (非常勤)	再任
選任理由		
氏名	内山 洋司 氏 一般社団法人日本エレクトロヒートセンター 会長	再任
選任理由		

氏名	海老原 充 氏 首都大学東京 名誉教授	再任
選任理由		
氏名	木下 雅仁 氏 一般社団法人日本原子力産業協会 事務局長	再任
選任理由		
氏名	久野 祐輔 氏 公益財団法人核物質管理センター 理事（常勤）	再任
選任理由		

氏名	小林 功 氏 公益財団法人核物質管理センター 理事（常勤）	再任
選任理由		
氏名	下村 和生 氏 公益財団法人核物質管理センター 理事長（常勤）	再任
選任理由		

注1) 上記8名については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第177条の規定により読み替えて準用する第65条（役員の資格等）第1項、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条（欠格事由）第1号及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第61条の23の5（指定の欠格条項）第3項に該当しないことを確認している。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抜粋）

（選任）

第 63 条 役員（理事及び監事をいう。以下この款において同じ。）及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 前項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

（役員の資格等）

第 65 条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 1 法人
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 3 この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 4 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（理事の任期）

第 66 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

（一般社団法人に関する規定の準用）

第 177 条 前章第三節第三款（第 64 条、第 67 条第 3 項及び第 70 条を除く。）の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人の選任及び解任について準用する。この場合において、これらの規定（第 66 条ただし書を除く。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第 66 条ただし書中「定款又は社員総会の決議によって」とあるのは「定款によって」と、第 68 条第 3 項第 1 号中「第 123 条第 2 項」とあるのは「第 199 条において準用する第 123 条第 2 項」と、第 74 条第 3 項中「第 38 条第 1 項第 1 号」とあるのは「第 181 条第 1 項第 1 号」と読み替えるものとする。

定款（抜粋）

（権限）

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他の評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員で選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋）

(欠格事由)

第6条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

1 その理事、監事及び評議員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抜粋）

(指定の欠格条項)

第61条の23の5 次の各号の一に該当する者には、第六十一条の二十三の二の指定を与えない。

1 第六十一条の二十三の十六の規定により第六十一条の二十三の二の指定を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

- 2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者
 - 3 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者のある者
- イ 前号に該当する者
- ロ 第六十一条の二十三の十二の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過していない者

(役員を選任及び解任等)

第 61 条の 23 の 11 指定保障措置検査等実施機関の役員を選任及び解任は、原子力規制委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

監事の選任について（案）

令和4年5月12日

現在の監事の任期は、令和3年度に関する定時評議員会の終結の時までとなっている。

このため、次期（令和3年度に関する定時評議員会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで）の監事を選任する必要があり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第177条の規定により読み替えて準用する第63条第1項及び当センター定款第15条第1号並びに第24条第1項の規定に基づき、下記の監事候補者について監事に選任することとしたい。選任の理由は別紙のとおり。


なお、指定保障措置検査等実施機関の役員は、原子炉等規制法第61条の23の11第1項の規定により、原子力規制委員会の認可を受けなければ、その効力を生じないこととなっており、評議員会において監事を選任した後、同認可のための申請を行う予定である。

記

監事候補 高 本 学 （再 任）

以 上

監事の選任理由

氏名	高本 学 氏 一般社団法人 日本電機工業会 専務理事	再任
選任理由		

注1) 上記の者については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第177条の規定により読み替えて準用する第65条（役員の資格等）第1項、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条（欠格事由）第1号及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第61条の23の5（指定の欠格条項）第3項に該当しないことを確認している。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抜粋）

（選任）

第 63 条 役員（理事及び監事をいう。以下この款において同じ。）及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 前項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

（役員の資格等）

第 65 条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 1 法人
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 3 この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二條まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 4 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（監事の任期）

第 67 条 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することを妨げない。

（一般社団法人に関する規定の準用）

第 177 条 前章第三節第三款（第 64 条、第 67 条第 3 項及び第 70 条を除く。）の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人の選任及び解任について準用する。この場合において、これらの規定（第 66 条ただし書を除く。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第 66 条ただし書中「定款又は社員総会の決議によって」とあるのは「定款によって」と、第 68 条第 3 項第 1 号中「第 123 条第 2 項」とあるのは「第 199 条において準用する第 123 条第 2 項」と、第 74 条第 3 項中「第 38 条第 1 項第 1 号」とあるのは「第 181 条第 1 項第 1 号」と読み替えるものとする。

定款（抜粋）

（権限）

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他の評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（役員を選任）

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員任期）

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員で選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第 23 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋）

（欠格事由）

第 6 条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

1 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抜粋）

（指定の欠格条項）

第 61 条の 23 の 5 次の各号の一に該当する者には、第六十一条の二十三の二の指定を与えない。

- 1 第六十一条の二十三の十六の規定により第六十一条の二十三の二の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者
 - 2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者
 - 3 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者のある者
- イ 前号に該当する者
- ロ 第六十一条の二十三の十二の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過していない者

（役員を選任及び解任等）

第 61 条の 23 の 11 指定保障措置検査等実施機関の役員を選任及び解任は、原子力規制委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。